

# 国民健康保険税の納付

国民健康保険税は、国民健康保険（国保）の運営を支える大切な財源です。病気やけがに備え、加入者が負担能力に応じて納付する仕組みになっています。7月10日（月）、世帯主（納税義務者）に国保税納税通知書を発送します。

## 納付方法

### ▼納付書、口座振替（普通徴収）

通知書に同封する納付書で納付してください。口座振替は市内に本支店のある金融機関で手続きできます。

### ▼年金天引き（特別徴収）

世帯主が国保加入者で年金受給者の場合、一定の要件を満たすと年金から天引きされます。

※申請により口座振替に変更可

### 保険料を納めないでいると

納期限を過ぎると督促状が送付され、それでも納めないでいると通常の保険証よりも有効期間が短い保険証が交付されます。さらに滞納が続いた場合には、保険証の代わりに「資格証明書」が交付され、受診時に窓口で医療費を全額支払わなければなりません。

## 国保税の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月29日	4月1日

## 国保税の税率（所得割額、均等割額、平等割額の合計が年税額）

区分		令和5年度の税率		
		医療分	後期支援分	介護分
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算	7.3%	2.6%	2.4%
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算	27,800円	9,800円	11,900円
平等割額	加入者がいる世帯に一律で計算	22,500円	7,700円	6,700円
課税限度額	国保税額が課税限度額を超えた場合	65万円	22万円	17万円

※介護分については、40歳から64歳まで（介護保険第2号被保険者）の人が納めます

**問合せ** 国保年金課国保係 ☎内線 3135、白沢支所生活係 ☎内線 7848、利根支所生活係 ☎内線 7916

# 介護保険料の納付 1003099

65歳以上の人を対象に、介護保険料額決定通知書を発送します。

## 仮算定と本算定

各期の保険料は前年分の所得確定前は前年度の保険料を基に仮算定し、所得確定後は「介護保険料（年額）」で本算定を行います。仮算定との過不足分は、本算定で調整されます（下表）。

納期 徴収方法	1期 (4月)	2期 (6月)	3期 (8月)	4期 (10月)	5期 (12月)	6期 (2月)
	納付書 口座振替 (普通徴収)	仮算定 前年度の年額を6で割った金額		本算定 (確定した年額 - 仮算定額)を4で割った金額		
年金天引き (特別徴収)	仮算定 前年度の第6期(2月)と同額 ※3期分は調整する場合あり		本算定 (確定した年額 - 仮算定額)を3で割った金額			

## 納付方法

### ▼納付書、口座振替（普通徴収）※8月中旬発送

特別徴収に該当しない人、年度途中に65歳に到達した人、転入した人などは、通知書に同封する納付書で納付してください。口座振替は市内に本支店のある金融機関で手続きができます。

### ▼年金天引き（特別徴収）※7月中旬発送

老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金などを年間18万円以上受給している人は、年金から天引きされます。

### 保険料を納めないでいると

特別な理由もなく保険料を納めないでいると、介護サービスを利用したときにかかる費用の全額負担や保険給付の支払い差し止めなどの制限を受けることがあります。保険料が時効（2年）となった場合、その期間と金額に応じて保険給付額が減額されることがあり、サービスを利用するときの負担が大きくなります。

**問合せ** 介護高齢課介護保険係 ☎内線 3146